

個別規程 IIJ 水管理プラットフォーム for 水田

令和 6 年 8 月 1 日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第 1 条(契約の単位)

IIJ 水管理プラットフォーム for 水田には、契約者が指定する機能の管理単位毎に必要な「親たる契約」及び一の機能毎に必要な「子たる契約」があります。

2 当社は、契約者が指定する一の機能の管理単位毎に一の親たる契約及び一の機能毎に一の子たる契約の IIJ 水管理プラットフォーム for 水田に係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ 水管理プラットフォーム for 水田契約」といいます。)を締結します。

第 2 条(品目)

種類を子たる契約とする IIJ 水管理プラットフォーム for 水田には、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目	内容
タイプ A	データ連携するセンサー数が 50 台以下であるもの
タイプ S	データ連携するセンサー数が 51 台以上であるもの

第 3 条(最低利用期間)

親たる契約に係る IIJ 水管理プラットフォーム for 水田契約及び子たる契約に係る IIJ 水管理プラットフォーム for 水田契約の最低利用期間は 1 ヶ月とし、その起算日は、当該親たる契約及び子たる契約の課金開始日とします。

第 4 条(利用資格)

IIJ 水管理プラットフォーム for 水田を利用するには、当社が指定する当社役務の利用者である必要があります。

第 5 条(利用条件)

IIJ 水管理プラットフォーム for 水田においてデータ連携を行うセンサーは、当社が指定するものである必要があります。

2 契約者は IIJ 水管理プラットフォーム for 水田を利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

- (1) クラウド間データ連携を行う場合における当社指定手順の遵守

(2) 前号の他当社が個別に指定するもの

3 第1項及び前項に定める事項を契約者が行っていない場合には、IIJ 水管理プラットフォーム for 水田を提供することができないことがあり、当社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。

第6条(契約内容の変更)

契約者は、品目について、IIJ 水管理プラットフォーム for 水田の契約内容の変更を請求できるものとします。

第7条(解除の効力が生ずる日)

IIJ 水管理プラットフォーム for 水田において、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から30日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

第8条(料金)

契約者が、IIJ 水管理プラットフォーム for 水田の利用に関して支払うべき料金の額は、別紙1のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務はIIJ 水管理プラットフォーム for 水田の申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

2 IIJ 水管理プラットフォーム for 水田の月額費用に関して、課金開始日の属する月の翌月から課金されるものとします。また、IIJ 水管理プラットフォーム for 水田契約の解約日が属する月の月額費用については日割計算によらず、月額費用の全部が課金されるものとします。

第9条(最低利用期間内調定)

IIJ 水管理プラットフォーム for 水田がその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第28条(契約者の解除)第2項又は第3項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙2に定める金額を支払うものとします。

第10条(保証の限定)

IIJ 水管理プラットフォーム for 水田は、本個別規程において明示的に規定されている場合を除き、以下の事項を保証するものではありません。

- (1) 常に利用可能であること
- (2) その他完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性

附則

令和4年4月1日施行

この契約約款は、令和4年4月1日から実施します。

令和6年8月1日変更

この契約約款は、令和6年8月1日から実施します。

別紙 1 IIJ 水管理プラットフォーム for 水田における料金等 [第 8 条 関係]

1 初期費用

- (1) 親たる契約
0 円
- (2) 子たる契約
当社が別途契約者に示す金額

2 月額費用

- (1) 親たる契約
0 円
- (2) 子たる契約

契約の種別	料金
タイプ A	当社が別途契約者に示す金額
タイプ S	当社が別途契約者に示す金額

3 一時費用

第 6 条(契約内容の変更)第 1 項に定める品目の変更にあつては、当社が別途契約者に示す金額

別紙 2 最低利用期間内解除調定金 [第 9 条関係]

第 3 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2. 月額費用に定める金額